

各位

上場会社名 シーキューブ株式会社  
 代表者 代表取締役社長 橋本 涉  
 (コード番号1936)  
 問合せ先 取締役総務部長 佐藤 隆彦  
 (TEL 052-332-8020)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月28日開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当事業内容の拡大および多様化に対応するため、当社定款第2条に事業の目的事項を追加するとともに、表現を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことから、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第26条2項および第34条2項の一部を変更するものであります。  
 なお、現行定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報通信設備、電気設備並びに付帯設備の建設、 <u>保存</u> 2. 土木、建築、並びに付帯設備の建設、 <u>保存</u> 3.～8. (省略) 9. <u>マルチメディア関連機器の研究、開発、販売、コンサルタント業務</u> 10.～11. (省略)	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 情報通信設備、電気設備、 <u>消防設備</u> 並びに付帯設備の建設、 <u>保守</u> 2. 土木、建築、並びに付帯設備の建設、 <u>保守</u> 3.～8. (現行どおり) 9. <u>ICT関連機器の研究、開発、販売、コンサルタント業務</u> 10.～11. (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第34条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第34条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 平成28年6月28日(火曜日)  
 定款変更の効力発生日(予定) 平成28年6月28日(火曜日)

以上